

# 安全運転管理NEWS

## 安全運転管理者を選任している各事業所でのアルコールチェック 忘れないで！！

本年4月1日から、安全運転管理者選任事業所での目視等でのアルコールチェックが義務化されました。アルコールチェックの義務化に関するQ&Aをまとめてみましたので、適切に実施してください。

Q1 何をすればいいのですか？

- A ※ 令和4年4月1日から、運転前後の運転者の状態を目視等（運転者の顔色、呼気の臭い、応答の声の調子等）で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認し、その内容を記録して、1年間保存しなければなりません。
- ※ 令和4年10月1日から  
運転前後に運転者が酒気を帯びていないか目視等での確認に加え、アルコール検知器を用いて確認し、その内容を記録して、1年間保存しなければなりません。  
さらに、アルコール検知器が故障や劣化により正常な測定結果が得られないことのないように、必要に応じてメンテナンスや買い換えを行う必要があります。

Q2 アルコールチェックは、全て安全運転管理者が行わなければならないのですか？

- A ※ 安全運転管理者の不在時など安全運転管理者による確認が困難な場合には、安全運転管理者が、副安全運転管理者又は安全運転管理者の業務を補助する者にアルコールチェックを行わせることができます。

Q3 運転者が、直行直帰する場合など、対面点呼が難しい場合は、どうすればいいのですか？

- A ※ アルコールチェックは、あくまでも対面で行うことが原則ですが、例えば運転者が、直行直帰する場合など対面での確認が困難な場合には、対面による確認に準じた方法、例えば、運転者にアルコール検知器を携行させたくて
- ① ビデオ通話などで、運転者の顔色、応答の声の調子等とともに、アルコール検知器による測定結果を確認する。
  - ② 携帯電話、業務用無線等により、運転者の応答の声の調子等を確認するとともに、アルコール検知器による測定結果を報告させる。
- といった方法での確認が認められています。

Q4 アルコールチェック結果は、具体的に何を記録しておけばいいのですか？

- A ※ アルコールチェックでは、次の事項について記録してください。
- ～ 才の「アルコール検知器の使用の有無」は、令和4年10月1日から、それ以外の項目は令和4年4月1日から記録する必要があります。
- ア 確認者名
  - イ 運転者
  - ウ 運転の業務に係る自動車の自動車登録番号又は識別できる記号、番号等
  - エ 確認の日時
  - オ 確認の方法
    - ・ アルコール検知器の使用の有無
    - ・ 対面で確認しなかった場合の具体的確認方法
  - カ 酒気帯びの有無
  - キ 指示事項（酒気帯びの有無の確認を行った際に指示した事項）
  - ク その他必要な事項（事業所で、他に記録することが必要と思われる事項）